

## エクステリア建材における新型コロナウイルス感染対策について

令和2年4月

▶厚生労働省ホームページで推奨している新型コロナウイルス感染症の予防法2点について。

- ①「**家庭用塩素系漂白剤(次亜塩素酸ナトリウム)による消毒**」
- ②「**アルコール成分を含む消毒液**」

上記2点について、**下記の注意事項**をご参照の上、取り扱ってください。

なお、清掃時のクリーニングは、**台所用合成洗剤(液性：中性)**を日本エクステリア工業会は、推奨しております。

▶厚生労働省ホームページにて記載されている通り、物に付着したウイルスはしばらく生存し、エクステリア建材では、門扉の取っ手やバルコニーの笠木、歩行補助手すりなどの手の触れる部分の消毒が、感染拡大防止策として重要です。

(厚生労働省ホームページ)

・新型コロナウイルスに関するQ&A(一般の方向け) 『新型コロナウイルス感染症の予防法 問2』

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

▶門扉の取っ手やバルコニーの笠木、歩行補助手すりなどの消毒には、**市販の家庭用塩素系漂白剤(次亜塩素酸ナトリウム)を薄めてご使用**ください。

- ・漂白剤がついたまま長時間放置すると、変色や錆が発生するおそれがあります。漂白剤が乾かないうちに必ず水拭きしてください。薄めた漂白剤で消毒した後は漂白剤の成分が残らないよう必ず清潔な布や紙で水拭きしてください。
- ・消毒する箇所以外に漂白剤が飛散することを防ぐため、スプレーは使用しないで布や紙を使用して消毒してください。
- ・漂白剤に記載されている使用上の注意事項の内容をよく確認いただきご使用ください。

▶門扉の取っ手やバルコニーの笠木、歩行補助手すりなどの消毒には、**アルコール成分を含む消毒液は絶対に使用しない**ください。

- ・アルコール成分を含む消毒液は有機溶剤となり、塗装面や樹脂を傷め、塗料や樹脂がアルコールに溶けて変色するおそれがあります。(厚生労働省ホームページより)

・新型コロナウイルス対策(・家庭用塩素系漂白剤での消毒液の作り方)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614437.pdf>